

# 第2回障がい者制度改革推進会議への意見

2010. 2. 2 (1. 22 提出)

日本社会事業大学 佐藤久夫

## 1 全体の論点項目にさらに追加を

1月12日の第1回推進会議での「たたき台」(東参与作成資料)は

よく整理されていると思いますが、さらに次の諸点も重要と思います。

(1) 障害児福祉(「障がい者総合福祉法」に含める場合でも児童福祉法に

戻す場合でも課題の一つに掲げる方がよいと思います。)

(2) 障害者実態調査

(3) 国際協力

(4) 政策・計画策定への当事者参加

これらを基本法の改正項目に追加する

## 2 障害者基本法の見直し

障害者の権利法を基本性格としつつ、その権利を実現するために国・自治体

の責務も明記することや、行政から独立した条約実施のモニタリング機関など、「たたき台」の視点に賛成です。さらに次の点を強調したいです。

(1) 障害者の定義(第2条・修正)

- (2) そうごうてきしょうがいしゃじつたいちようさ しんせつ 総合的障害者実態調査(新設)
- (3) しょうがいぶんや せいさく けいかく けつてい どうじしゃさんか しゅうせい しんせつ 障害分野の政策・計画決定への当事者参加(修正・新設)
- (4) じょうほうおよ こみゆにけーしょん だい じょう しゅうせい 情報及びコミュニケーション(第19条・修正)
- (5) しょうがい こ しょうがい じどう しんせつ 障害のある子ども(障害のある児童)(新設)
- (6) とくべつしえんきょういく だい じょう しゅうせい 特別支援教育(第14条・修正)
- (7) たきほんほうぜんぱん その他基本法全般

(1) しょうがいしゃ ていぎ 障害者の定義

げんこうしょうがいしゃきほんほう だい じょう  
 現行障害者基本法(第2条):

「『しょうがいしゃ障害者』とは、しんたいしょうがい身体障害、ちてきしょうがい知的障害又はせいしんしょうがい精神障害(以下

しょうがい障害』とそうしやう総称する。)があるため、けいぞくてき継続的ににちじやうせいかつまた日常生活又はしゃかいせいかつ社会生活

そうとう せいげん う もの  
 に相当な制限を受ける者をいう」

だい じょうかいせいあん  
**第2条改正案**

「『しょうがいしゃ障害者』とは、しんたいしょうがい身体障害、ちてきしょうがい知的障害又はせいしんしょうがい精神障害(以下  
きのうしょうがい機能障害』とそうしやう総称し、はつたつしょうがい発達障害、こうじのうきのうしょうがい高次脳機能障害および  
まんせいしつかん慢性疾患に伴うともな しょうじやう症状を含む)」があり、そのきのうしょうがい機能障害と様々  
しょうへきな障壁とのしょうごさやう相互作用により、にちじやうせいかつかつどうまた日常生活活動又はしゃかいさんか社会参加が  
そうとう せいげん う もの  
 相当に制限される者をいう。」

## 理由・説明

★障害者権利条約の障害・障害者の概念（下記参照）を反映させる。

★「機能障害と環境との相互作用により社会参加の制限を経験しているひと」という権利条約およびICF（国際生活機能分類）の骨格を採用する。

★障害者基本法（改正案）の障害者の定義の意義は、(1) 実体法の対象範囲を導く（谷間をなくす）、(2) 「障害＝機能障害」という理解を改め、障害の中心はむしろ活動や参加の制限であることを教える、(3) 障害（の発生メカニズム）についての適切な国民理解（特に今日の日本では環境の重要性の認識）を導く、(4) 活動と参加の制限を克服する対応策を示唆する、という4つであり、上記案はそれを満たしている。

★「相当に制限」が修飾する対象は「日常生活活動又は社会参加」としており、（症状を含む）機能障害の重さではなく、活動や参加の困難度を基本としている。なお「長期にわたる」という側面は「相当に」に含まれており、「足をねんざして1か月お風呂介助がほしい」などの一時的なニーズには（少なくとも今日の段階では）障害者施策では対応しない。

★障害者権利条約では「機能障害」の定義を設けていないが、5年間の

とうぎけいか あき あい しー えふ ねんとう お くに りかい  
討議経過から明らかに I C F を念頭に置いており、わが国でもその理解を

さいよう  
採用すべきである。このことによって、従来「谷間」に置かれてきた（置かれが

ちであった）各種内部臓器機能の障害（I C F の b4,b5,b6）が含まれる

ことになり、また、「痛みの感覚」（b280）、「易疲労性」（b4552）、「皮膚及び関連

部位の構造」（S8、火傷の痕などを含む）、「運動に関連した構造」（s7、小人症

などを含む）も含まれる。

★上記新定義によって実体法上の障害者の範囲は増えるであろうが、多様

な機能障害を持つ人が自動的に対象となるわけではなく、活動や参加の

障害があり、支援を必要とする人のみが対象となる。逆に言えば（主に）

機能障害のみで（自動的に）対象となってきた人の一部は支援対象から

除外される。

★「病気・疾患」と「障害」の関係は、かつては病人と障害者を切り離す

（病人であれば制度的には障害者として扱わない）ものであったが、1980-90

年代の制度改正で精神障害者については「病人でありかつ障害者」

（医療も福祉も併用できる）も認められるようになった。しかし慢性疾患・

難病についてはこの理解が不十分で多くの「谷間」を生んできた。上記提案

はそれを改善する。下記図1参照。

# 障害者権利条約の障害・障害者の概念

ぜんぶん しょうがい がいねん つぎ せいふこうていやく  
前文(e): 障害の概念は次のとおり(2009.3政府公定訳)。

じょうやく ていやくこく しょうがい はってん がいねん みと  
(この条約の締約国は、...)「障害が発展する概念であることを認め、また、

しょうがい きのうしょうがい ゆう もの もの たい たいどおよ かんきょう しょうへき  
障害が、機能障害を有する者とこれらの者に対する態度及び環境による障壁

あいだ そうごさよう もの た もの びょうどう きそ しゃかい  
との間の相互作用であって、これらの者が他の者との平等を基礎として社会に

かんぜん こうかてき さんか さまた しょう みと  
完全かつ効果的に参加することを妨げるものによって生ずることを認め、」

だい じょう もくてき こうだん しょうがいしゃ がいねん つぎ どう  
第1条(目的)の後段: 障害者の概念は次のとおり(同)。

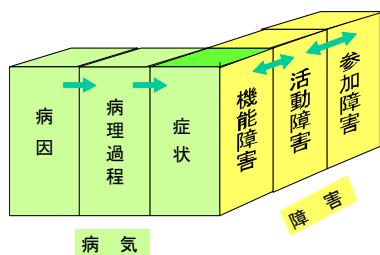
しょうがいしゃ ちょうきてき しんたいてき せいしんてき ちてきまた かんかくてき きのう  
「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能

しょうがい さまざま しょうへき そうごさよう た もの びょうどう きそ  
障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として

しゃかい かんぜん こうかてき さんか さまたう ゆう もの ふく  
社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。」

図1 病気と障害の関係

障害は病気と環境の作用で生じた生活機能の問題。  
その一部である機能障害は病気の症状を生活の視点で見たもの



病因: びょういん
病理過程: びょうりかてい
症状: しょうじょう
機能障害: きのうしょうがい
活動障害: かつどうしょうがい
参加障害: さんかしょうがい
病気: びょうき
障害: しょうがい

図1 病気と障害の関係

しょうがい びょうき かんきょう さよう しょう せいかつきのう もんだい  
障害は病気と環境の作用で生じた生活機能の問題。

いちぶ きのうしょうがい びょうき しょうじょう せいかつ してん み  
その一部である機能障害は病気の症状を生活の視点で見たもの

## (2) 総合的障害者実態調査(新設)

きのうしょうがいしゅべつ たてわ そうごうてき しょうがいしゃしきく ほうこう  
機能障害種別の縦割りではない総合的な障害者施策、があるべき方向で  
あり、しょうがいしゃじりつしえんほう たいしょう たにま  
障害者自立支援法もそれをめざしたはずであった。しかし対象の「谷間」  
のこ うえ、しょうがいしゃじつたいちようさ とうごう かがくてき  
を残した上に、障害者実態調査の統合はなされなかった。また、科学的な  
じつたい もと せいさくりつあん おお こんらん とうじしゃ くつう まね じゅうらい  
実態に基づかない政策立案が大きな混乱と当事者の苦痛を招いた。従来  
のしきくひょうか せいさくたいしょうしゃ せいかつ しゃかいさんか へんか  
の施策評価は、政策対象者の生活・社会参加の変化によってではなく、  
じぎょう じっしけんすう かしよすう こんご しょうがいしゃ  
事業の実施件数・カ所数によってなされてきた。したがって、今後は障害者の  
せいかつじつたい けいかく せいさくりつあん ひょうか きそ そうごうてき  
生活実態を計画・政策立案とその評価の基礎とすべく、総合的な  
しょうがいしゃじつたいちようさ じっし  
障害者実態調査を実施すべきである。

しょうがいしゃきほんけいかく かんが ねんど あたら  
障害者基本計画が2003-2012であることを考えると、2010年度は新しい  
ちようさ じゅんぴ ねんど あたら そうごうてきちようさ ねんど けっか ふ  
調査の準備、2011年度に新しい総合的調査、2012年度にその結果を踏まえ  
つぎ ねん けいかく すけじゅーる なか  
て次の10年の計画づくり、というスケジュールとすべきである。その中で、  
じゅうてんしきくじっし かねんけいかく こうりょ ねんかんかく ていきてきちようさ  
重点施策実施5カ年計画を考慮して、5年間隔の定期的調査とすべき  
である。

しょうがいしゃじつたいちようさ しんたいしょうがいしゃふくしほう こうろうしょうたんとう ふくし  
障害者実態調査は、身体障害者福祉法など厚労省担当の福祉  
ほうりつ ばらばら きてい こんご しょうがいしゃきほんほう きてい  
の法律でバラバラに規定されてきたので、今後は障害者基本法で規定すべきで  
ある。そうすることによって、(1) 福祉、さらにこうろうしょうじこう こうつう  
ある。そうすることによって、(1) 福祉、さらに厚労省事項のみならず、交通、

じょうほう きょういく ほうむ そうごうてき じつたい はあく ようい ちようさ  
情報、教育、法務など総合的な実態の把握が容易になる、(2) 調査の

たいしやうしや こうろうしやう しさくたいしやうしや そうごうてき  
対象者が厚労省の施策対象者のみならず、もれなく総合的になる

きほんほう ほうかつてきていぎ たいしやうせんたく いこう ぜんこう かんれん  
(基本法による包括的定義での対象選択に移行する)、(3) (前項とも関連

して)、福祉・雇用・教育など個別の支援の必要な人を障害者とする調査で

はなく、個別の支援は必要はないが町にもっと多くのベンチがほしい、駅に

えすかれーたー ふ しんごう あお じかんの げんごしやうがい  
エスカレーターを増やしてほしい、信号の青の時間を伸ばしてほしい、言語障害が

あるが信用できない人と思わないでほしい、などの要望を持っている人も調査

たいしやう ふく そうごうてき せいさく つか りてん  
対象に含め、より総合的な政策に使える、などの利点がある。

しょうがいしゃけんりじやうやく しょうがい もの びやうどう しゃかいさんか  
また、障害者権利条約は「障害のない者との平等な社会参加」を

もくひやう ひしやうがいしゃ ひかく こくせいちやうさ こくみん  
目標としているので、非障害者との比較ができるよう、国勢調査や国民

せいかつきそちやうさ かつやう くふう  
生活基礎調査の活用などを工夫すべきである。

ぜんじゆつ たいむてーぶる じゆんびきかん すく かんが とうめん  
なお、前述のタイムテーブルで準備期間が少ないことを考えると、当面の

しょうがいしゃじつたいちやうさ たんどう のうほう こうろうしやう かんが  
障害者実態調査の担当をノウハウのある厚労省とすることも考えられ

る。ただし従来の実態調査は福祉の法律での対象者がどのくらいおり、そ

ようぼう おも ふくしサービス ようぼう しら ほうてき かだい  
の要望（主に福祉サービスへの要望）はどうかを調べるのが法的な課題とさ

れてきたので、障害者権利条約での環境との相互作用を基本とした

しょうがいしゃがいねん あら てんかい じゆうぶん たいおう じゆうらい  
障害者概念での新たな展開に十分に対応できるかどうか、従来

けいけん まいなす けんとう  
経験がむしろマイナスにならないか、なども検討すべきであろう。

### (3) 障害分野の政策・計画決定への当事者参加(修正・新設)

#### (ア)多様な機能障害のある人々の参加を地方でも

現行基本法では、中央障害者施策推進協議会についての

第25条で、「…委員の構成については、中央協議会が様々な障害者

の意見を聴き障害者の実情を踏まえた協議を行うことができることとなる

よう、配慮されなければならない。」とされているのみである。これを都道府県、

市町村にも適用するため第4章にも規定すべきである。

また、障害者基本計画において、「障害者団体や本人活動への支援」

として、「知的障害者本人や精神障害者本人の意見が適切に示され、

検討されるよう支援を強化する。特に、様々なレベルの行政施策に当事者の

意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による政策

決定プロセスへの関与等を支援することを検討する。」としている。しかし地方

自治体において、知的障害や精神障害などの当事者の参加は、ほとんど

進んでいない(内閣府障害者施策H Pの「地方の取り組み」参照)。ま

た参加した会議においても、障害特性に応じた合理的配慮がなされておらず、

形骸化の懸念もある。よって各種会議の委員の任命方法や合理的配慮につい

て、障害者団体と必ず協議すべきである。



しょうがい とくせい しょうがい とくせい ごうりてきはいりよ さんか けいがいか  
障害の特性にあわせた合理的配慮がなされなければ、参加は形骸化してしま

とく ちてきしょうがい せいしんしょうがい こうじのうきのうしょうがい こみゆにけーしょん  
う。特に知的障害、精神障害、高次脳機能障害などコミュニケーションに

しょうがい どうじしゃ じぜん しんぎじこう つうたつ しりょうはいふ しえんしゃ  
障害をもつ当事者については、事前の審議事項の通達や資料配布、支援者の

さんか かいぎ しんこうすびーど きゅうけいじかん はいりよ だいいいん さんか こま  
参加、会議の進行スピードや休憩時間の配慮、代理委員の参加など、きめ細か

はいりよ ひつよう  
な配慮をする必要がある。

### (イ) しょうがいはだんたい こうてききんじよせいせいど 障害者団体への公的資金助成制度を

くに ちほう しょうがいはだんたい せいさく けいかくけつていかてい さんか せいど かんこう  
国・地方での障害者団体の政策・計画決定過程への参加が制度・慣行

として定着しても、しょうがいはだんたい ちから こうかてき さんか  
と定着しても、障害者団体にその力がなければ効果的な参加にはなら

ない。そのために くにれん せいふ、しょうがいはだんたい いくせいきょうか ざいせいてきしえん  
国連は政府に、障害者団体の育成強化、財政的支援を

もと ねん しょうがいはだんたい かん せいかいこうどうけいかく ねん  
求めている。例えば、1982年の障害者に関する世界行動計画や1993年

のしょうがいはだんたい きかいきんとうか かん きじゆんきそく かきさんしょう  
の障害者の機会均等化に関する基準規則（下記参照）である。（なお、2008

ねんはっこう しょうがいはだんたい けんりじょうやく ぜんぶん おー だい じょう だい じょう とう  
年発効の障害者権利条約では、前文（o）、第4条3、第33条3等

でしょうがいはだんたい しょうがいはだんたい いしけつてい せいさくけつてい けいかくけつてい さんか  
で障害者・障害者団体の意志決定・政策決定・計画決定への参加を

きょうちよう ざいせいしえん めいき  
強調しているが、財政支援までは明記していない。）

なんら さーびすじぎょう じゆたくだんたい とうじしゃだんたい みと さーびす  
何かのサービス事業の受託団体として当事者団体も認める（サービス

したう にほん いっぱんてき しょうがいはだんたい じよせい しょうがいはだんたい  
下請け）という日本で一般的な「障害者団体への助成」ではなく、障害者

うんどう しえん せいさくていげんかつどう しえん しみんけいはつかつどう しえん  
運動そのものへの支援、政策提言活動への支援、市民啓発活動などへの支援

を、公的資金で応援し依頼するのが趣旨である。弱い立場の人々の発言力を

を応援しより平等な社会を作ろうと言うことである。またサービス利用者が

サービス提供者に苦情や要望を表明しやすいように、弱いサイドを補強しようということでもある。

実際、1994年の筆者の訪問調査の情報であるが、

カナダ B C 州(330万人)では W C M H N という会員750人の

精神障害者団体が、州からの補助金で3人を雇用。

同州の障害者団体連合会は、州からの補助金やビンゴゲーム大会

収益などをあわせて7千万円以上の年間資金をもち10人以上の職員

体制で活動。

オランダ(当時1500万人)でも主に政府補助金で身障者団体連合会は38人、

知的障害全国6団体は計75人を雇用。精神障害5団体には年間1.4

億円。病院患者自治会運営等。

スウェーデン(850万人)では視覚障害団体だけで90人を雇用。

であった。やや最近のスウェーデンでは、

「1960年代以降、国は、障害者団体の一般的な活動を支援してきた。

障害者団体に対する補助金のレベルは1994年まで徐々に拡大したが、それ

以降は高くなっていない。この間に、障害者団体の数は急速に増大した。

障害者運動は、我々の民主主義を発展させる重要な一般国民運動で

しょうがい ある。障 害があるため個々の会 員から個別に事情を聞くことは困 難であるが、団 体

き かのう しょうがいしやうどう しょうがいしや せいかつじょうきよう として聞くことは可能である。障 害者 運動は、障 害者の生活 状 況について

もにたー ほうこく にーず ふそく ちゅうい む ひとひと モニターしたり、報 告することによって、ニーズや不足に注 意を向けることですべての人 々の

しゃかい こうちく かいけつさく ていあん とうろん ぐたいてき かつどう さんか ための社会を構築する解 決策を提 案し、討 論や具体的な活 動に参加することで

しゃかい おお こうけん にほんしゃかいじぎょうだいがくしゃかいじぎょうけんきゅうしよやく 社会に大いに貢 献している。」(日本社会事業大学社会事業研究所 記・

はっこう すえーでん せいふ かんじゃ しみん しょうがいしやしきく かん こうどうけいかく 発行、スエーデン政府「患者 から市民へ：障 害者 施策に関する 行 動 計 画

ねん 「しょうがいしやだんたい せいふほじょきん 1999-2000 年」(2004)の p24-25、『障 害者 団 体 への政府補助金』)

にんしき ねん ねんかん まんくろーね おく まんえん ぞうがく する との認 識で、2001 年からは年 間 2800 万クローネ(5億 400 万円)に増 額されると記してい る。

しょうがいしや かん せかいこうどうけいかく ねんこくれん 障 害者に関する世界行 動 計 画 (1982 年国 連)

かめいかつこく しょうがいしや そしき ちよくせつ せつしよく かくりつ そしき 「加盟各国は障 害者の組織との直 接の接 触を確 立し、それらの組織がかかわりの

ぶんや せいふおよ けつてい えいきよりよく こうし みちすじ ひら あるすべての分 野での政府及び決 定に影 響力を行 使できる道 筋を開いてゆかなけ

かめいかつこく もくてきたつせい しょうがいしやだんたい たい ひつよう ればならない。加盟各国は、この目的達 成のために障 害者 団 体に対して必要な

ざいせいてきえんじょ おこな べいじ 財 政 的 援 助 を 行 わ な け れ ば な ら ない。」(93 頁)

しょうがいしや きかいきんとうか かん きじゆんきそく ねんこくれん 障 害者の機会均等化に関する基 準規則(1993年国 連)

きそく せいさくけいせい けいかくりつあん しょうがいしやだんたいだいひょう せいさくけつてい さんか 規則14「政策形 成と計 画立 案」で障 害者 団 体代 表の政策決 定への参加の

じゅうようせい きょうちよう きそく しょうがい も ひと そしき 重 要性を強 調し、そのために規則18「障 害を持つ人の組織」で、

せいふ しょうがい も ひと かぞく けんりようごしや そしき けつせい きょうか けいざいてき 「1、政府は障 害を持つ人、家族、権 利擁護者の組織の結 成と強 化を経 済 的 なら

た ほうほう しょうれい しえん せいふ そしき しょうがいせいさく  
びに他の方法で奨励し、支援すべきである。政府はこれらの組織が障害政策の

はってん は やくわり にんしき  
発展に果たすべき役割があることを認識すべきである。」

しょうがい も ひと じもと そしき ちいきしゃかいはる けつてい えいきょうりよく こうし  
「8、障害を持つ人の地元の組織が地域社会レベルでの決定に影響力を行使する

ほしょう しょうがい も ひと ちいき そしき きょうか  
のを保障するために、障害を持つ人の地域の組織は強化されるべきである。」

#### (4) 情報及びコミュニケーション(第19条・修正)

じょうほう あくせす かくほ おおはば かいせい さいかきいけん さんしょう  
情報へのアクセスを確保するため大幅な改正を。その際下記意見を参照  
してほしい。

しょうがいしゃきほんほうかいせい いけん  
障害者基本法改正における意見

にほんしょうがいしゃきょうぎかいじょうほうつうしんいんかい ねん がつ にち  
日本障害者協議会情報通信委員会 2010年1月20日

しょうがいしゃきほんほうかいせい しょうがいしゃけんりじょうやくぜんぶん だい じょう  
障害者基本法改正にあたっては、障害者権利条約前文、第2条、

だい じょう だい じょう せっきょくてき じょうほうあくせすほしょう いち  
第3条、第9条をふまえて、積極的な情報アクセス保障を位置づけるべ  
きである。

じょうほうあくせす じょうほうはっしん あら きほんてきじんけん ねん ゆうせいしんぎかい  
「情報アクセス、情報発信は新たな基本的人権」(1995年、郵政審議会)

いち しょうがいしゃ あい しー ていーしさく ご あい ていー  
として位置づけられた障害者と ICT 施策は、その後の「IT

きほんほう しょうがいしゃ じょうほうばりあふりー はってん  
基本法」でも、すべての障害者の情報バリアフリーとして発展してきた。また、

にほん じす きかく せかい リード ぎじゅつきじゅん しょうがいしゃ  
日本のJIS規格は、世界をリードする技術基準となっている。障害者のための

しえんきき しえんぎじゆつ かいはつ  
支援機器や支援技術も開発されてきた。

しかし、しょうがいしゃひとり りかつよう めん おうべい こと きょうせいりよく  
障害者一人ひとりの「利活用」面では、欧米とは異なり、強制力の

ほうせいど しさく ある法制度や施策がないために、なかなかふきゅう げんじょう あい しー ていー  
ある法制度や施策がないために、なかなか普及しない現状がある。I C T

ぶんや きょうせいりよく りっぽうか せつぼう  
分野でも強制力のある立法化が切望される。

ぐたいてき げんこう じょうほう りよう ぱりあふりーか だいじゅうきゅうじょう  
具体的には、現行の「(情報の利用におけるバリアフリー化)第十九条」

つぎ かいせい  
は、次のように改正すべきである。

じょうほうおよ こみゆにけーしょん  
(情報及びコミュニケーション)

だい じょう げんだいじゅうきゅうじょう  
第\*\*条(現第十九条)

しょうがいしゃ じんけんおよ きほんてきじゅう かんぜん きょうゆう かのう  
障害者は、すべての人権及び基本的自由を完全に享有することを可能と

ひつよう じょうほうおよ こみゆにけーしょん ほしゅう けんり ゆう  
するため、必要な情報及びコミュニケーションが保障される権利を有する。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ じんけんおよ きほんてきじゅう  
2 国及び地方公共団体は、障害者がすべての人権及び基本的自由を

かんぜん きょうゆう かのう みずか せんたく こみゆにけーしょん  
完全に享有することを可能とするため、自らが選択するコミュニケーション

しゅだん しょう ひつよう しさく こう  
手段を使用することができるよう必要な施策を講じなければならない。

くに およ ちほうこうきょうだんたい しょうがいしゃ じんけんおよ きほんてきじゅう  
3 国及び地方公共団体は、障害者がすべての人権及び基本的自由を

かんぜん きょうゆう かのう りよう でんしけいさんきおよ  
完全に享有することを可能とするため、利用しやすい電子計算機及びその

かんれんそうち たじょうほうつうしんきき しえんぎじゆつ ふきゅう じょうほうつうしんぎじゆつおよ  
関連装置その他情報通信機器や支援技術の普及、情報通信技術及

ほうそう りよう りべん ぞうしん しょうがいしゃ たい じょうほう ていきょう しせつ  
び放送の利用の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の

せいびとう はか ひつよう しさく こう  
整備等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

いんふおめーしょん あんど こみゆにけーしょん てくのろじー こうていやくひなまつり  
なお、「Information and Communication Technology」を「公定訳ひな祭り

ばーじょん じょうほうつうしんきき しゅうせい ぶんや けんきゅうしゃ かんけい  
バージョン」は「情報通信機器」と修正したが、この分野の研究者や関係

しょだんたいない そふと じんてき さーびす ぬ お はんろん  
諸団体内から「ソフトや人的なサービスが抜け落ちてしまいかねない」などの反論

ふんしゅつ ぶんみやく きき ぎじゅつ つか わ  
が噴出している。「文脈によって「機器」と「技術」とを使い分けるべきである」と

いけん いちぶ けんりじょうやく ぶんみやく いんふおめーしょん あんど  
の意見も一部にあるが、権利条約の文脈からは「Information and

こみゆにけーしょん てくのろじー じょうほうつうしんぎじゅつ やく いっぱんてき  
Communication Technology」は「情報通信技術」と訳すことが一般的であり、

こうていやく しゅうせい  
「公定訳」は修正されるべきである。

あしすていぶ てくのろじー しえんぎじゅつ やく きき  
また、「Assistive Technology」は「支援技術」と訳すべきである。さまざまな「機器」

そふとうえあ ひと ひと しえん かてい たいせつ がいねん ふく  
だけでなく、ソフトウェアや人と人の「支援」の過程も大切にする概念を含むもの

そうむしょう けいざいさんぎょうしょう しさく かんけい だんたい ねんだい  
として、総務省や経済産業省などの施策や関係する団体でも90年代

こうはんいこう せっきょくてき いみ しえんぎじゅつ いち  
後半以降、積極的な意味をもつものとして「支援技術」は位置づけられているから

である。

いじょう  
以上

## (5) 障害のある子ども(障害のある児童)(新設)

しょうがいじ しさく けいし こうもく どりつ  
障害児の施策がともすると軽視されがちであったので、項目を独立して

もう  
設けるべきである。その際、次の意見を参照してほしい。

しょうがいにゆうようじりょうりょういく おうえきふたん も こ かい いけん  
障 害 乳 幼 児 の 療 育 に 応 益 負 担 を 持 ち 込 ま せ ない 会 の 意 見

ねん がつ にち  
2010 年 1 月 20 日

しょうがいしゃきほんほうかいせい くに ひじゅん じどう けんり  
障 害 者 基 本 法 改 正 に あ た っ て 、 わ が 国 が す で に 批 准 し て い る 児 童 の 権 利

じょうやくだい じょう しょうがいじ しょうがいしゃけんりじょうやくだい じょう いっぱんげんそく  
条 約 第 23 条 ( 障 害 児 ) 、 お よ び 障 害 者 権 利 条 約 第 3 条 ( 一 般 原 則 )

えいちこう だい じょう しょうがい じどう しゅし はんえい だいにしょう  
h 項 、 第 7 条 ( 障 害 の ある 児 童 ) の 趣 旨 を 反 映 さ せ る た め に 、 「 第 二 章

しょうがいしゃ かん きほんてきしさく しょうがい こ しょうがい  
障 害 者 に 関 す る 基 本 的 施 策 」 に お い て 、 「 障 害 の ある 子 ども ( 障 害 の ある

じどう じょうこう しんせつ  
児 童 ) 」 の 条 項 を 新 設 す べ き で あ る 。

しょうがい じどう  
障 害 の ある 児 童

だい じょうしんせつ  
第 \* \* 条 ( 新 設 )

しょうがい じどう せいめい たい こゆう けんり まも じこ そんげん かくほ  
障 害 の ある 児 童 は 、 生 命 に 対 す る 固 有 の 権 利 を 守 ら れ 、 自 己 の 尊 厳 を 確 保

じりつ そくしん ちいきしゃかい せつきよくてき さんか じょちょう じょうけん した  
し 、 自 立 を 促 進 し 、 か つ 地 域 社 会 へ の 積 極 的 な 参 加 を 助 長 す る 条 件 の 下 で 、

はったつ のうりよく そんちょう じゅうぶん にんげん あたい せいかつ  
発 達 し つ つ あ る 能 力 が 尊 重 さ れ 、 十 分 か つ 人 間 に 値 す る 生 活 を

きょうじゅ けんり ゆう  
享 受 す る 権 利 を 有 す る 。

くに およ ちほうじちたい しょうがい じどう じこ えいきょう およ じこう  
2 国 及 び 地 方 自 治 体 は 、 障 害 の ある 児 童 が 自 己 に 影 響 を 及 ぼ す 事 項 に つ い

いけん ひょうめい けんり みと しょうがい じどう かん しさく こう  
て 意 見 を 表 明 す る 権 利 を 認 め 、 障 害 の ある 児 童 に 関 す る 施 策 を 講 じ る に あ た っ

じどう さいぜん りえき だいいちじてき こうりよ  
て 、 児 童 の 最 善 の 利 益 を 第 一 次 的 に 考 慮 し な け れ ば な ら ない 。

3 国及び地方自治体は、児童が教育、訓練、保健サービス、

リハビリテーションサービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的

に利用し及び享受することができるよう、施策を講じなければならない。

(8) 特別支援教育(第14条・修正)

障害者権利条約を踏まえた強化・修正が必要とされる。その際、次

の意見を参照してほしい。

障害者基本法改正に際しての「教育」に関する意見

全国障害者問題研究会 2010年1月21日

障害者基本法改正にあたっては、障害者権利条約前文、第1条～  
第5条、第6条～第7条、第23条～第25条等をふまえて、次の  
J D F 案をもとに削除、追加、修正(下線部分)を意見します。

(教育)  
第\*\*条(現第十四条)  
障害者は、いかなる障害に基づく差別を受けることなく、教育を受ける権利を  
有し、その機会を保障される。

2 国及び地方公共団体は、あらゆる段階におけるインクルーシブで質の高い  
教育を実現するための必要な施策を講じなければならない。

3 障害者並びにその保護者は、本人の必要に応じた教育の内容・方法な  
どを求める権利を有する。(手話の習得及びろう社会の言語的な同一性を  
促進することを含む)。

4 国及び地方公共団体は、障害のある児童が、本人の生活している  
地域の小学校、中学校で、同一世代の者たちと共に学べるよう必要な支援を



おこな  
行 わなければならない。

5 くに およ ちほうこうきょうだんたい、しょうがい じどう、つうきゅう しょう  
きょうい く とくべつしえんがっこう しょうい く とくべつしえんがっこう  
教育、または特別支援学 級 における 教育、または特別支援学校 における  
教育を受けることができるよう 必要 な措置を講じなければならない。

6 くに およ ちほうこうきょうだんたい、しょうがいしやなら、ほごしや、ほんにん、ひつよう  
お う きょうい く ないよう、ほうほう、もと、はったつ、さいだい  
応じた 教育の 内容・方法などを求めることができるよう、発 達を最大にするため  
の 学 習 環 境 の 整 備 そ の 他 必 要 な 措 置 を 講 じ ね け れ ば な ら ぬ 。

7 くに およ ちほうこうきょうだんたい、しょうがいしや、こうとうがっこう、だいがく、こうとうせんもん  
がっこう およ せんしゅうがっこう、た、きょうい く きかん、きょうい く、しょうがい きょうい く、ふく  
学校 及び 専 修 学校 其 他 の 教 育 機 関 に お い て 教 育 ( 生 涯 教 育 を 含 む ) を  
う、ひつよう、しえん、こうりてきはいいりよ、おこな、きょうい く きかん、ひつよう、しえん  
受けるための 必要 な支援と合理的配 慮を行うとともに、教 育 機 関 が 必 要 な 支 援  
こうりてきはいいりよ、おこな、そち、こう  
と合理的配 慮を行うための措置を講じなければならない。

8 くに およ ちほうこうきょうだんたい、しょうがいしや、きょうい く、かん、ちようさおよ、けんきゅう  
なら、がっこうしせつ、せいひ、そくしん  
並びに 学 校 施 設 の 整 備 を 促 進 し ね け れ ば な ら ぬ 。

## (9) たきほんほうぜんぱん その他基本法全般

みなお、さい、つぎ、いけん、さんしやう  
見直しに際して次の意見を参 照 してほしい。

しょうがいしやきほんほう、ぱっぽんかいせい  
障 害 者 基 本 法 の 抜 本 改 正 に つ い て

せいさくちようさいいんかいけんとうそあん  
(2010.01.20 きょうされん 政策調査委員会検討素案)

ぱっぽんかいせい、あ、きほんしてん  
< 抜 本 改 正 に 当 た っ て の 基 本 視 点 >

しょうがいしやけんりじやうやく、ひじゆん、しや、い、げんこう、しょうがいしやきほんほう、ぜんめん  
・ 障 害 者 権 利 条 約 の 批 准 を 視 野 に 入 れ、現 行 の 障 害 者 基 本 法 は 全 面

はいし、あら、しょうがい、ひと、けんり、じゆう、ていぎ、しょうがい、ひと  
廃 止 し、新 た に、障 害 の ある 人 の 権 利 と 自 由 を 定 義 し た、障 害 の ある 人 の あ ら

じんけん、きほんてきじゆう、しょうがい、ほか、もの、びやうどう、きほんほう、さだ  
ゆる 人 権 と 基 本 的 自 由、障 害 の ない 他 の 者 と の 平 等 の 基 本 法 と し て 定 め  
る。

あら きほんほう しょうがいしゃしやくかんれんほうき た いっぱんほうれい  
・新たな基本法は、障害者施策関連法規、その他の一般法令における

しょうがいかんれんほうき げんそくきてい かんれん めいかく いちづ  
障害関連法規の原則規定として、その関連を明確に位置付ける。

あら きほんほう しょうがい ひと せいかつ ろうどう しょうほう  
・新たな基本法は、障害のある人のあらゆる生活、労働、情報、

こみゆにけーしょんとう しゃかいせいかつ けんり じゆう ほしょう さべつてつぱい  
コミュニケーション等の社会生活における権利と自由の保障ならびに差別撤廃

じっし すいしん きほんほう さだ  
の実施・推進の基本法として定める。

あら きほんほう ふかけつ ようそ  
<新たな基本法に不可欠な要素>

しょうがい ていぎ  
・障害についての定義

いがかもでる ちゆうしん しょうがい ていぎ とうきゆうなど はんてい  
・これまでの医学モデルを中心とした障害の定義ならびに等級等の判定

こんぼんてき あらた しょうがいしゃけんりじょうやくおよ だぶる えいち おー あい しー えふ  
を根本的に改め、障害者権利条約及び W H O の I C F

しゃかいもでる してん かんきょう そうごさよう あら しょうがい  
の社会モデルの視点をもとに、環境との相互作用としてとらえる新たな障害の

ていぎ さだ  
定義を定める。

けんり じゆう ていぎ  
・権利と自由についての定義

しょうがいしゃけんりじょうやく さだ じんけん きほんてきじゆう しょうがい  
・障害者権利条約に定められた、あらゆる人権、基本的自由、障害のな

もの びょうどう きほんがいねん ていぎ  
い者との平等について、その基本概念を定義する。

さべつ ごうりてきはいりよ ていぎ  
・差別ならびに合理的配慮についての定義

しょうがいけんりじょうやく のつと しょうがい もと さべつ けいたい さべつ  
・障害権利条約に則り、障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別を

ふく ちやくせつてきさべつ かんせつてきさべつ ごうりてきはいりよ けつじよ  
含むものとし、直接的差別、間接的差別、ならびに、合理的配慮の欠如を

差別として定義する。合理的配慮とは、あらゆる場面において障害のない者と

の平等を確保するために、障害に伴う不自由や社会的不利をおぎなうもの

として定義する。

・国ならびに地方公共団体の責務

・国及び地方公共団体が、新たな基本法に定める権利と自由の実現と

差別撤廃の責務を有するものとする。

・当事者参画による政策決定ならびに障害者施策実施・推進体制と計画

策定

・実質的な当事者参画を保障した、政策決定ならびに障害者施策実施・

推進体制と計画策定について定めるものとする。

・監視(モニタリング)機関の設置

・差別や虐待の予防、保護・救済ならびに監視のための行政から独立した

機関を設置することを定め、具体的内容等は、差別禁止法・虐待防止法によ

るものとする。